

平成 19 年 11 月 30 日

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会

会長 宮田温巳 様

北アルプス広域連合

広域連合長 牛越 徹 印

“建設計画の即時中止を”に対する回答について

日頃は、当広域連合事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 19 年 10 月 25 日付の標記質問について、ご回答申し上げます。

記

(A)質問

(1) 広域化は白馬化:

今や大町市と小谷村の住民にとってごみ問題は他人事です。実際ごみ問題が 3 市村の共通の関心事となったことはありません。小谷村の某議員は、6 月議会の一般質問で、「小谷村にとってみますと、飯森地区は最も適した場所の 1 つであると私は考えております。ぜひこの候補地で建設を積極的に進めていただきたい」と発言しています(平成 19 年 6 月定例会 小谷村 議会会議録)。この地域エゴ丸出しの発言には暗澹たる思いに駆られます。

つまり、連合が謳う「広域化」の実態は、「白馬化」なのです。このような状況は、この建設計画の進め方が、当初から間違っていたことを示しています。このような展開になんの問題もないと考えるのなら、その理由をお聞かせください。「建設計画の正当性を問う(第 1 部)」1～2 ページ参照。(以下、「建設計画の正当性を問う(第 1 部)」は、第 1 部と記す。「建設計画の正当性を問う(第 2 部)」は、第 2 部と記す。「広域連合の用地選定過程を検証する」は、「検証文」と記す。)

(回答) 最有力候補地として飯森地区が抽出されたことから、白馬村を中心に説明会を実施させていただいておりますが、ごみ問題が白馬村のみの問題となっているとは考えておりません。大町市と小谷村の議会においても一般質問として取り上げられていることはご存知のとおりです。また、住民の方からもごみ処理広域化の進捗について心配する声が各市村に寄せられているとの話しも聞き及んでおり、ごみ問題が 3 市村共通の関心事となることがないとの認識は持って

おりません。

候補地となった飯森地区がある白馬村については、反対運動があるため関心が他市村に比べ高く感じられるのは仕方がないのではと考えておりますが、大町市と小谷村の住民にとって、「ごみ問題は他人事」ということではないと考えております。

また、ご質問の中にあります小谷村議会の件につきましては、「ごみ処理広域化」の意味を正しくご理解いただき推進すべきとの趣旨の発言であり、発言の前後を省略し、都合のいい部分のみ引用した上で「地域エゴ丸出し」と決め付けられるのは、いかがかと思えます。選定経過等につきましては、各市村議会でも報告・協議・検討されており、その中で小谷村の議員の発言があったものと推察され、貴殿の言われる地域エゴではなく、十分内容を理解された上で、ごみ処理広域化の推進を図るための発言と推測しております。

さらには、「広域化」でなく「白馬化」とのことにつきましては、大町市では広報誌にごみ処理広域化の必要性や候補地の選定経過について掲載し、市民に周知を図るとともに5月から開催している地域懇談会には、地域の要望によりごみ処理広域化についても説明しております。

小谷村でも広報誌にごみ処理広域化の必要性や候補地の選定経緯について掲載し、住民に周知するとともに行政と民間グループとで、生ごみの資源化に取り組むなど、ごみの減量化の推進を図ってきており、10月30日からの地区懇談会には、ごみ処理広域化とごみ減量化についても推進が図られております。

次に「建設計画の正当性を問う」(第1部)で言われている、「小谷村長は自ら発言されたことがありません。」については、説明会における小谷村長の立場をお考えいただければ、その理由もご理解いただけたと思います。広域連合の立場であれば、副連合長の発言機会は少なく、小谷村長として、小谷村の見解を伺う機会も少なかったため、前述のような印象をもたれたとは思いますが、必要に応じ発言や意見をいただいておりますし、説明会には殆んど出席し、誠意をもった対応をいただいております、発言が少ないことを持って、ご批判をいただく理由とはならないと考えます。

さらに小谷村におきましては、民間グループとタイアップし、ごみの資源化に取り組まれており、ごみ問題を他人事とせず、如何にごみを減量化していくか真剣に取り組まれております。

(2) 住民の自己決定権を奪う情報の非開示:

これこそが本件の最大の問題です。その社会的意味については「検証文」(11～12 ページ)に詳述してあります。そこで質問です。連合は、私どもが民主主義の根幹を揺るがすものとする住民の自己決定権の剥奪を、「未成熟な結論を開示すれば混乱が起きる」とする理由で、正当化できると考えているのですか。

私どもは、少々の混乱が起こっても知る権利を守ることのほうがはるかに大切だと考えています。住民の知る権利を政策の障害として排除するのは民主政治の基本的ルールを恐ろしく逸脱

しています。その行き着くところは独裁的政治です。

客観性の乏しい「混乱が起きる」とする予測を基に、基本的人権の一つである「住民の知る権利」を剥奪するのは、権力者の犯罪だと考えます。連合は、「混乱が起きる」を客観的に証明できるものとして住民に納得させる責任があります。それができなければ、計画の進め方に問題があるのですから勇気をもって本計画を一時棚上げにすべきです。どのようにお考えですか。

(回答) このことにつきましても、何度もお答えさせていただいております。

候補地が1カ所に絞られるまで公表しなかった理由は、数カ所の候補地が発表された場合に、それぞれの地区での反対運動を惹起したり、他の地区への押し付け合い、風説の流布等が想定され、その後の客観的な評価が困難になると判断したためであります。また、候補地選定に住民の皆さんの参加がなかった点につきましては、各市村の住民の皆さんの間にシコリを残さないように考えた結果であり、ご理解いただきたいと考えております。

残念なことに、実際に根拠のない風説の流布や他市村の方の発言に対する「地域エゴ」との批判等、予想していた通りの事態が一部で起きていることを考えますと、複数の候補地を公開した際には、3市村それぞれで前述したような混乱が生じることが容易に想像できるため、あながち間違いであったとは考えておりません。

また、「住民の知る権利」を剥奪しているのご意見ですが、用地選定の経過について、選定委員会の議事録、説明資料等についても公開し、候補地の選定方法と選定過程について説明させていただいております。

このことは、広域連合議会でも説明させていただき、大多数の議員の方からはご了承をいただいておりますし、各市村議会におきましても、大多数の議員の方からはご了承いただいている内容でありますので、住民の知る権利を剥奪しているとは考えておりませんし、権力者の犯罪とも考えておりません。

(3) 進めかたの密室性:

2月15日問題や10月20日問題は、密室政治の典型的事例で、公共性に依拠する民主政治に逆行しています。太田村長は、「(2月15日問題について)それがこのやり方で、それゆえに混乱が起こらなかった」とする趣旨の発言をしていますが、この地域の内向き思考を地で行く発言です。私どもは、今回の選定過程には「表」と「裏」の二重の基準があったと考えています。前者は、協議会、検討委員会そして用地選定委員会です。後者は「打ち合わせ会議」です。公式の会議の内容さえ知らされていなかったのに、その上非公式の会議まで存在し、そこで重要な決定がなされたとは、密室政治もきわまったというべきでしょう。これに対して、連合はどのように説明されますか。この問題については、第2部で詳述しています。

(回答) このことにつきましても、何度かお答えさせていただいております。

用地選定の方法・項目につきまして「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」でご協議いただきお決めいただいておりますことから、1次調査(当時は一次選定と言っておりました。)の11カ所の抽出につきましては、「大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会」で行っております。

こうした中で具体的な用地選定にあたり、平成18年5月に「ごみ処理施設用地選定委員会」を立ち上げ9回にわたる検討を経て、最有力候補地として飯森地区が抽出されたものです。その間の打ち合わせ会議については、平成16年12月10日から平成18年度末までに数回開催しております。当然、ごみ処理広域化の推進を図るためには、建設用地も必要ですがその他に費用負担の問題やごみの分別方法の統一化等もあり、その内容は当然、広域連合議会にお諮りして議決や了承をいただき進めてきております。この前段での打ち合わせを密室政治と言われれば公開形式で行ったものではありませんし、他の会議終了後に急遽、打ち合わせを行ったものもあり、議事録も無いものもあります。このことは、あくまで打ち合わせ会議であり、密室政治とは考えておりません。

2月15日の飯森地区役員会については、2月5日の用地選定委員会において、飯森地区が候補地として有力であることを地元の皆さんにお話したものです。候補地選定に関して地元意見を取り入れる等の意図はなく、おっしゃられるような密室政治とは関係ないと考えます。

また、10月20日の打合せ会議については、その場で飯森地区に候補地が決まったというような事実はありません。この打合せ会議は、中継施設に関する考え方等について協議したものであり、その考え方に基づき、中継施設が不要となるような候補地2カ所(飯田、三日市場)を追加しています。その後、用地選定委員会における協議により、用地選定報告書にあるとおりの選定項目と評価基準を定め選定を行っております。

打合せ会議では、方針等の協議を行っていますが、決定しているというようなことはありません。重要な事項を決定する際には、当然、各市村の議会等にお諮りし、決定しています。

なお、打合せ会議については、開催の周知や公開を行わないのが一般的であるため、開催の周知や公開を行いませんでしたが、その内容については、情報公開請求により開示していることはご存知の通りです。

(4) 公文書の偽造ないしは捏造:

用地選定委員会の議事録と復命書の不整合(とりわけ第1回の議事録と復命書のあいだの不整合)は、担当者の単なる誤記では済まされず、議事録の作成者か復命書の作成者のどちらかが公文書を偽造したと考えられます。10月20日問題の資料とともに刑事告発の対象です。その資料は、会議の進行書の一つで他の進行書は破棄して不存在だとされています。こうした公文書の破棄は、告発の対象です。

議事録と復命書の間の不整合については、白馬村の復命書の作成者から、議事録が正しい

とする口頭での回答がありました。しかし、「議事録が正しい」とするのにはあまりにも整合性がありません。また、それに対してどのように責任を取るのかの発言もありません。こうした偽造問題を連合はどのようにお考えですか。担当者の単なるミスで済ませるつもりですか。これはトップの責任だと思いますがどうでしょうか。(検証文 3～5 ページ参照。)

(回答) 5月1日に開催した用地選定委員会の議事録と白馬村復命書の不整合については、白馬村役場の問題であり、広域連合としては、お答えを控えさせていただきます。

なお、大町市、小谷村にある議事録は、広域連合の議事録と不整合はしておりません。

また、10月20日の打ち合わせ会議に伴う、公開資料の中に事務局が作成した進行案の1つが混じっており、これにより大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。これは、あくまで、事務局が当日の会議進行のために、作成した進行案の1つであります。

通常、メモを作成した時点では、そのメモは公文書ではありません。作成者以外の者に提示し、共通の認識をもった時点で公文書となります。従って、個人のしゃべり原稿、ましてやその案については、当然公文書とはなりえませんので、ご質問にあるような進行案の破棄は、公文書破棄ではありません。たとえて言えば、公務中に取ったメモを全て保管する必要がないのと同じです。

重ねて申し上げますが、10月20日の打ち合わせにつきましても、この進行案とは全く関係なく、大町市、白馬村におきまして、市村長選挙が終わって初めての会議でありましたことから、市村長並びに副市村長の初顔あわせと前述の内容について確認をして終了しております。

(5) 運営規定のない協議会:

平成11年に第1回の会議を開いた協議会(大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会)には、選定委員会の運営規程に相当するものはありません。それに対する連合の説明は、設置要綱に(運営規程で扱うべき項目が)すべて盛られているので問題はないというものです。

しかし、設置要綱は、会の性格を定義するもので運営規程を兼ねるものではありません。現に情報公開については何の規定もありません。その点については広域連合の情報公開条例を適用するのだとしていますが、そのこと自体が設置要綱に書かれていません。これをどのように説明されますか。

しかも、設置要綱の第5条には、協議会は、次の事項について検討するとして6項目の検討事項が記されています。つまり協議会は検討委員会であって作業部会ではないのです。その検討委員会が11カ所の候補地を選定したのです。作業部会と規定されていない検討委員会を選定作業までしたのですから、選定された11カ所も正当性がないこととなります。これをどのように説明されますか。要綱は検証文の末尾に載せてあります。

(回答) 設置要綱とは、その設置・運営に必要な事柄を規定したもので、この設置要綱で規程が定められていない項目については、設置要綱の第 7 条「補則」で「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で協議のうえ別に定める」と規定しており、必要に応じ運営規程等は定めることになっております。

したがって、設置要綱の中で、設置、運営についての内容が網羅されているため、運営規程については、設けていないものです。すべての協議会において、運営規定が必要であるということではありません。

また、情報公開条例につきましては、北アルプス広域連合の情報公開条例が規定されており、「北アルプス広域連合(以下「広域連合」という。)が保有する公文書の公開を求める住民の権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定める」とされており、情報公開請求があれば、この条例により情報公開しているものであります。

協議会において決定した 11 カ所に正当性がないとのご意見ですが、ご質問にもあるとおり、協議会の検討する事項として、大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会設置要綱第 5 条第 4 号において「ごみ焼却施設を含む中間処理施設の整備に関する事項」が明記されており、その中には用地選定も当然含まれています。その後、用地選定を専門に行う会議を別に設けることとなり、用地選定委員会が設置されましたが、その時点で、用地選定事務は選定委員会に引き継いでおりなんら問題はないと考えます。

(6) 一貫性のない説明:

代表的な事例を一つ上げます。活断層について、当初の「何メートル離せば安全という基準はない」から、「50メートル以上離せば安全」に変わり、最近では「掘ってみなければ分からない」に変わりました。同一の問題に対して説明が二転三転するのは、建設計画そのものの信頼性を極度に損ないます。これをどのように説明されますか。検証文 7～8 ページ参照。

(回答) ご質問にあるように説明が二転三転しているとの認識は持っておりません。「何メートル離せば安全という基準はない」も「掘ってみなければ分からない」も「地質については、現地調査を行わなければ詳細は分からない」という同じ趣旨の発言です。

また、「50メートル以上離せば安全」については、用地選定に関する質問を受けた際、用地選定時の活断層の評価の仕方について答えたものです。すべての候補地で地質調査を行うことは、多大な費用や時間がかかり合理的でないため、文献調査とした際の判断基準を「50メートル以上離せば良しとした」と答えたものです。

説明不足の感がございますので、ご意見を参考に今後はより分かりやすい説明に努めてまいります。

(B)問題解決のための提言:

私どもは、以上のような問題を抱えた建設計画にはそれを推し進める大義はないと考えています。一刻も早く建設計画の中止を求めます。具体的には次のような展開が考えられます。

- (1) 北アルプス広域連合は、建設計画の一時凍結を宣言する。
- (2) その後直ちに、(公募の)住民・専門家・行政参加の「建設計画再出発検討委員会」(仮称)を立ち上げる。委員会は計画をどこまで戻すのが妥当かを含め、再出発に関わる基本方針を策定し連合長に答申する。この委員会は公開とする。
- (3) 連合長は策定された基本方針を基本的に受け入れ、広域連合議会に上程・審議し、承認が得られるまでキャッチボールを行なう。広域連合議会で承認された方針は、3市村議会で批准されてはじめて効力を持つこととする。
- (4) そうなった時点で「建設計画再出発検討委員会」(仮称)は解散し、(公募の)住民・専門家・行政による新たな実務を担当する委員会を設けて、その委員会に、戻した時点からの作業(たとえば、18箇所候補地に戻した用地選定など)を委ねる。この委員会は公開とする。

(回答) ご提言につきましては、承り今後の検討の参考とさせていただきます。